

第22日

平成24年9月25日（火）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第77号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第77号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告申し上げます。

まず、第77号議案朝倉市防災会議条例及び朝倉市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、災害対策基本法の一部が改正され、地方公共団体の防災会議と、災害対策本部の役割の見直し等が行われたため、これらの条例を改正しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、まず、朝倉市防災会議条例の一部改正につきましては、防災会議は災害対策の総合的な推進を担う立場であり、平時において地域防災計画を達成するほか、災害発生時には災害に関する情報の収集が所掌事務とされていましたが、災害時の情報収集は、実際にはこれまでも災害対策本部において実施してきたところであり、両者の役割分担を明確にするため、今回、防災会議の所掌事務から災害時の情報収集事務を削り、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を加えること、また、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、防災会議の委員に新たに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者を追加するとのことです。

次に、朝倉市災害対策本部条例の一部改正につきましては、条例の中で引用している災害対策基本法の条項が、法の一部改正により変更されたため、規定の整理を図るものであるとのことです。

本委員会といたしましては、防災会議条例の改正において、防災会議の所掌事務から災害発生時の情報収集事務を削除すべきではないとの反対意見もありましたが、今回の改正が実態に即した法令の改正に伴う規定の整理であること、また、防災会議の委員に自主防災組織の代表者などからも委員を任命することができるようになるなど、防災会議がより充実したものになる改正内容であることなどから、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第79号議案朝倉市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてであります。

本案は地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人等の範囲を拡大するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、これまで予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人として、市長が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社と定められていましたが、地方自治法施行令の改正により、調査等の対象となる法人として、4分の1以上2分の1未満を出資している法人等についても条例で定めることにより対象とすることができることとされたとのことです。なお、今回の条例制定により、本市においては甘木鉄道株式会社が新たに調査等の対象となり、12月議会で報告する予定であるとのことです。

本委員会としましては、法令の改正に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 第77号議案のことについて、賛成多数ということでありましたが、反対の理由は、今聞いてますと、内容の削除ということがあっておりましたようですが、具体的にはどういうことがあったのか、協議されたのかをお願いします。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 先ほど説明の中にもありましたが、防災会議の中に情報を収集することという条例があったわけです。それを災害対策基本法の中に組み込まれたということで、法が上位ではないか、条例よりも法が上位であるから、法の改正によるということであるので、これは賛成多数ということになりました。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 賛成多数はわかりますが、反対された理由が具体的には出てきていないから、それをお尋ねしているわけです。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 防災会議の所掌事務の中に、災害時の情報収集という項目が入っていたんです。この基本法の改正、そういう、だからこれを改正すべきではないという意見だったんですが、これは防災会議の所掌事務から省かれて、災害対策基本法の中に組み込まれて、各市町村でもそれに準ずるということになったので、私たちは

賛成多数と決しました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第77号朝倉市議案防災会議条例及び朝倉市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案朝倉市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第60号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第60号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第60号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、地域改善対策の一環として、歴史的、社会的理由により、生活環境の安定・向上が阻害されている地域の環境整備改善を図るため、住宅改修資金、宅地所得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また旧朝倉町においては、水洗便所改造

資金貸与事業が実施されておりました。これらの事業は廃止され、現在は借受人からの償還業務と市の貸付財源である起債の償還を行っております。

住宅新築資金等貸付金については、これまでの貸付利子額を含む貸付金総額19億1,190万円に対し、平成23年度末までの償還済み額は17億1,524万円であり、累計償還率は91.6%となっております。

また、水洗便所改造資金については、貸付金総額900万円に対し、平成23年度末までの償還済み額は887万円であり、累計償還率は98.6%となっております。

償還業務としては、借受人及び連帯保証人の高齢化に伴う病人、失業者、年金受給者、生活保護受給者の増加並びに景気低迷による個人所得の減少など、厳しい状況にあります。滞納者に対しては毎月催告書を送付し、夜間電話催告や訪問徴収により、徹底した償還指導を行うとともに、償還意識に欠ける滞納者に対しては法的措置の検討を進め、貸付金返済請求の訴訟を行っております。また、償還状況に応じて訪問や面談を行い、償還意識を高めさせ、小額であっても自発的な償還履行を促すなど、滞納問題の解決に努めているということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の努力は認めながらも、依然として滞納額は多額であることに加え、公平・公正からの観点からも、より一層の努力を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第62号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算につきましては、保険事業を賄う事業勘定と、朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず事業勘定につきましては、国民健康保険被保険者は減少しているものの、高齢化や医療技術の進歩の影響もあり、22度と比べて1人当たりの療養諸費は37万2,000円で、約6.1%の増加、結果として保険給付費経費総額としては5.8%伸びており、依然として厳しい状況が続いております。

平成23年度の歳入歳出差引歳入不足額は3億1,480万円であり、この額は平成24年度予算からの繰り上げ充用で対応しているとのことでもあります。今後も、特定健診、特定保険指導による生活習慣病の予防、重複受診者や多受診者への訪問指導を通じて、医療費の適正化に努めていきたいとのことでありました。

次に、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差引額が4万円の黒字決算となっておりますが、執行部の説明によりますと、通常経費に加え、レントゲンデータのデジタル化、空調設備改修工事、高圧受電設備改修工事を行ったこともあり、その財源として1,140万円の基金取り崩しを行い対応しているとのことでもあります。

近年では人口の減少もあり、外来の受診者も減少の傾向にあるとのことですが、健診では新規受診が増加しており、今後も誕生月健診の啓発を広く行っていくことなどで新規拡

大を図り、住民のニーズに応えながら収入の安定化を図っていくとのことであります。

本委員会といたしましては、以上のような執行部の説明を了としながらも、国保財政の運営は非常に厳しい状況であることから、執行部においては国保財政の赤字に対策を打つために、朝倉市の医療費が増加し続ける要因の究明に力を入れつつ、医療費の抑制に一層努力されるよう、また、朝倉診療所については、経営の安定化のための計画や対策を講じていただき、基金に頼らない運営となるよう努力していただくことを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、平成20年4月から創設されました後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり保険財政の運営を行い、市町村は保険料の徴収、相談、申請の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。制度の周知徹底を図るため、広報活動に努めるとともに、新規加入者の口座振替の推進、未納者への督促状や催告書の送付、さらには電話催告や分納誓約等の納付相談に応じるなど、保険料徴収率の向上に努めてきたとのことであります。

その結果、保険料収納率は99.56%と、広域連合が定める目標率98.6%を上回っておりますが、今後も収納対策課との連携を図り、引き続き滞納者の解消に努めていくとのことでした。また、歳入歳出差引額の1,809万円は、広域連合保険料負担金の未払い分、被保険者還付未済額等として翌年度へ繰り越されます。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、医療費の抑制とさらなる収納率の向上を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第64号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護保険は、支援や介護を要する状態となってもできる限り自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みであり、市では住民の要介護認定、保険給付としての費用の支払い等を行っており、必要な費用の半分を公費負担で賄い、残りを第1号被保険者等から保険料として徴収しております。

本特別会計には、保険事業勘定と介護サービス事業勘定があり、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき運営され、平成23年度は第4期の事業計画の最終年に当たります。

執行の説明によりますと、保険事業勘定につきましては、歳入の面で保険料徴収率の現年分が99.13%、過年度分が26.98%となっています。歳出の面では、全体の94%を保険給付費が占めており、年々増加傾向にあるとのことであります。

平成23年度の歳入歳出差引額は、保険事業勘定で49万8,000円の黒字決算となっております。しかしながら、介護給付費準備基金から7,400万円の繰り入れがあつての黒字であ

り、この基金残高は3億7,231万円となっております。

また、介護サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターで介護予防支援業務として、要支援認定者のケアプランを作成するとともに、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しており、財源であるケアプラン作成費の収入で事業を運営しているとのことであります。介護サービス事業勘定の平成23年度歳入歳出差し引き額は501万円の黒字決算となっております、差額は翌年度へ繰り越されるとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、今後とも介護予防への取り組みに対し十分に力を入れていただき、介護の計画についても作成するだけにとどまらず、検証し、今後の事業に生かしていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出の総額に734万円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、平成23年度の決算で、歳入が歳出を上回ったため、歳入で繰越金として補正し、歳出については平成35年までの公債償還等の歳出に際しての貸付元利収入等の不足に備えるため、財政調整基金に積み立てるものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自主性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものであります。

本委員会といたしましては、対象となる汚泥再生処理センターの技術管理者の状況等について確認し、審査を行いましたところ、この改正を事務執行上必要な措置であることを認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第80号議案訴えの提起についてであります。

本件は、住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債権回収を図るための貸付金返還請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、借受人が最後に償還したのが平成8年であり、その後、借受人が行方不明となるものの、保証人に対して償還の指導を続け、債権の回収を図ってきたところ、ことしになり、借受人の所在が判明し、2度の催告書を送付したところ、借受人本人から貸付金の消滅時効の期間の10年が経過したとして、消滅時効の援用の通知が送られてきたとのことであります。しかしながら、平成14年8月以降の償還分について

は時効の期間を経過していないため、訴えによりそのことを明確にすることともに、あわせて債権の回収を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 62号議案の国保特別会計について、御質問いたします。

私、今回の一般質問でも国保の危機的状況ということで質問させていただきましたが、執行部の考え方は一定聞きました。

しかしながら、今回の23年度の赤字に対して繰り上げ充用という形で初めて出てまいりました。御承知のとおり、繰り上げ充用という形で出てくる限りにおいては、先ほど委員会で十分に審議された国保に対する対応、会計上の解決策というものに対しては、充用金を充当していくというのが続いてくれば、なかなか問題の解決には入り込まない。それに、繰り越し繰り越していくわけですから、ここあたりで、これ、24年度も入れながら審査されたと思いますけども、3億2,000万円、これは23年度会計とは直接関係ありませんが、もう目の前、今度出てる、議決してるわけです。だから、充用に対する、充用金の、前年度充用金を歳出で出したということに対して、委員会でどのように審議され、どのような考え方で是認されてきたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百合子君） 委員会といたしましては、医療費の増加が伴っておりますが、この繰り上げ充用に対しましては、赤字決算ではできないということが一つあります。それから、一般会計からの繰り入れをするということが、実藤議員としてはそういう提案が、この間の決算のときにもそういう意見が出ておりましたけれども、前年度から翌年に充用するというので、繰り越しをしながら医療費の削減をしていくという執行部の説明を了としながら、この結論をいたしました。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 誤解のないように、一般質問では一般会計繰り入れをしろとは言っておりませんので、私は、会計上、繰り上げ充用する政策はいかがなものかと、それに対して執行部はどのように考えるかということをお聞きしました。

一般会計からの繰り入れっていうのも一つの方法です。しかしながら、根本的には委員会で審議された今の国保状況を議会全員が共有しながら、問題を共有しながら、どういった解決方法をしていったらいいのか、2つありますね、国保の状態を今のような赤字にな

るような状況から脱皮すると、これが一つの方法です。しかし、なかなかこれは現状では難しい。そうすると、今、財調基金ももうゼロになってますね、国保会計は、と思いますけども。そうすると、とり得る方法として会計上はどのようにするか、それに対して充用金充当というのが是か非かという振り方を質問したわけです。

それに対して、私たち議会は、国保会計は大きな問題を今後抱えていくんで、これに対してどのように対応していくかっていうのは、議会の責任でもありますということで、別に追求してるわけでも何でもありません。委員会側としての、そういった問題に対する考え方が明らかになれば、また一つの私の考え方もそれに対応して考えていこうという気持ちで質問をいたしておりますので、委員会として繰り上げ充用に対するそれほどの論議がなされてないということであれば、それで結構ですが、先ほどの回答ではちょっと委員長報告としてどうかなって感じがいたしましたし、私の発言が誤解されておりますので。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百合子君） 今、18番議員からの質問ですが、委員会といたしましては、まず医療費の削減を行うということで、ジェネリック医薬品とかの推進をするとか、重複した診療を避けるとか、いろんな取り組みを啓発していくということが、一番この高齢化の中では重要としております。

それから、24年度の繰り上げ充用に対しては、やむを得ないということで結論を得てますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第60号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第62号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。



採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第64号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第72号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第61号議案ほか11件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました第61号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第61号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額466万4,000円となっております。

歳入は、水道使用料、繰入金など、歳出は、市営住宅5カ所及び矢野竹、鬼ヶ城、寺内の各簡易水道の計8カ所の維持管理費であります。

審査に当たりましては、経理内容を確認するとともに、施設本体の老朽化が進み、今後も維持管理費が増加していくことが予測される中、今後の簡易水道の存続に対する執行部の考え方の確認を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、簡易水道の今後については検討中であるが、その間も安心・安全な水の供給と円滑な運営に努めていくとのことでありました。

本委員会といたしましては、施設の維持補修及び水質管理に努めており、経理内容についても適正に処理されていることから、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第65号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額17億7,627万1,000円、歳出総額17億6,766万2,000円となっております。

す。

本会計は、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道事業の事業推進と管理運営を行っているものであります。

筑後川中流右岸流域関連公共下水道は、平成23年度に36.94ヘクタールの整備を行い、平成24年3月末現在、計画面積888ヘクタールに対し整備済み面積422.7ヘクタール、整備率47.6%の状況にあるとのことであります。

秋月地区特定環境保全公共下水道は、平成23年度に整備を完了し、平成24年3月末現在、整備面積48.4ヘクタールであるとのことであります。

朝倉地区特定環境保全公共下水道は、平成17年度までに200ヘクタールの面整備事業が完了し、経年的な老朽化が進んでいる朝倉中央浄化センターについて、長寿命化計画の事前調査を行ったとのことであります。

また、今回初めて不納欠損額が整理され、税外債権欠損処理審査会にて審査され、報告されております。

不納欠損に至った理由といたしましては、倒産、相続放棄、生活困窮、住所不明などで、過年度分について負担金115万7,000円、使用料で125万9,000円とのことであります。

審査に当たりましては、計画的な事業の推進や負担金の使途または不納欠損の理由やそこに至った経緯などを確認したところであります。

本委員会といたしましては、円滑な事業の推進を求めるとともに、不納欠損となる前に一層収納に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額3億5,149万1,000円となっております。

本会計は、6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水処理事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の計8地区に係る下水道の管理運営を行っているものであります。

執行部の説明によりますと、平成20年度までに蜷城地区の施設整備事業が完了し、計画していた全ての地区で供用が開始され、平成23年度は同地区の接続が推進された状況にあるとのことであります。

歳出の主なものは、公債費2億868万9,000円と維持管理費1億2,892万4,000円となっております。

また、第65号議案と同様、今回初めて不納欠損額が整理され、過年度分について分担金で101万3,000円、使用料で17万5,000円とのことであります。

本委員会といたしましては、今後も健全な財政運営、特に不納欠損となる前に一層収納に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額2億2,996万7,000円となっております。

本会計は、下水道の集合処理区域外地域の市設置型合併処理浄化槽の設置、維持管理に係る事業であります。平成23年度は58基の設置を行い、設置基数は全年度と比較してほぼ同数であり、平成24年3月末現在1,187基を設置している状況にあるということでありす。

また、第65号、第66号議案と同様、今回初めて不納欠損額が整理され、過年度分について使用料で18万9,000円とのことであります。

本委員会としましては、設置基数の増加で維持管理費についても増加し続けていくことが当然予測されるため、計画的な営業推進に努められ、今後の健全な財政運営のためにも使用料を安定して確保していくことを求め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額35万3,000円となっております。

執行部の説明によりますと、平成23年度の実績といたしましては、鳥集院工業団地の管理業務として、調整池などの市有地部分の草刈り及び工業団地からの放流水の水質調査などを行ったということでありす。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第69号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてであります。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものであります。

収益的収入及び支出について、まず、収入の主なものは、同工場が水道料金として支払った額1立米22円を日量1万5,000立米として算出した額であり、歳出は職員6名分の人件費、両筑平野用水施設管理負担金、減価償却費など出あります。この結果、純利益が2,667万9,000円となり、これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度末未処分利益剰余金が2億949万9,000円となっております。

これにつきましては、地方公営企業法の一部改正が平成24年4月1日に施行され、利益の処分については議会の議決が必要であり、平成23年度の決算から適用されることになりました。未処分利益剰余金のうち、2,000万円を減債積立金として処分し、繰越剰余金が1億8,949万9,000円となるとのことでありす。

審査に当たりましては、繰越剰余金の額が大きいことについて確認を行ったところでありす。執行部の説明によりますと、導水管などが更新時期に来ているため、同工場と協議中とのことで、それが整えば更新費の一部としたいとのことでありす。

本委員会といたしましては、安定した事業経営を行っており、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第70号議案平成23年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてであります。

資本的支出につきまして、決算額は2億1,333万円で、その主なものは配水管布設工事などの工事費4件、1億2,365万5,000円、企業債償還金8,371万3,000円などであります。

次に、収益的収入及び支出につきまして、水道料金及び加入金などの営業収益3億9,696万6,000円、一般会計からの補助金及び負担金などの営業外収益4,362万4,000円を収入とし、県南水道企業団よりの受水費3,466万7,000円や、職員7名分の人件費、減価償却費、企業債償還金利息などを支出した結果、1,525万7,000円の純利益となっているところであります。これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度末未処分利益剰余金が2億1,150万8,000円となっております。

利益の処分については、地方公営企業法の一部改正が平成24年4月1日に施行され、第69号議案同様、議会の議決が必要であります。未処分利益剰余金のうち、1,000万円を減債積立金として処分し、繰越剰余金が2億150万8,000円となるとのことであります。

本委員会といたしましては、安定した事業経営を行っていることから、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第73号議案から第75議案までの特別会計の補正につきましては、関連がありますので一括して報告させていただきます。

各議案の概要であります。第73号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、5,833万5,000円、第74号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、2,651万9,000円、第75号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）については1,741万6,000円の合計1億227万円について、平成25年度から27年度までの3年間、下水道課の窓口業務などを民間委託する経費として債務負担行為を設定する補正を行おうとするものであります。

執行部の説明によりますと、下水道課においては昨年度の時間外勤務が最も多かった係で、年平均376時間と市職員平均の年130時間を246時間も上回った状況であり、その原因としては、使用している電算システムが2種類に分かれており複雑であること、毎年約8%ずつ増加している下水道使用件数に伴う業務が増加していることなどがあるとのことであります。

それらの状況に限られた人員で対応するため、増大する市民向け窓口業務の民間委託導入を検討され、既に導入されている糸島市などの例を参考に検証の結果、委託した場合年間当たり990万円の経費節減効果が見込まれるとのことであります。

審査に当たりましては、民間委託することで、突出している下水道課職員の時間外勤務時間やそれに係る人件費が本当に見込みどおり減るのか、高額な委託料は多くの嘱託・臨時職員を雇用できるほどであり、そのほうが地域の雇用促進の面からもよいのではないかと、電算システムの1本化や業務の見直しをすることで状況の改善ができないか、個人情報

多く扱う業務であることから、その保護の重要性及び責任の所在をどうするか、委託後の人員配置はどうか、民間委託ありきになってしまいはしないか、さらに今後他課にも波及するであろう案件にもかかわらず、全庁的な周知や議論が徹底されたと言えない状況での提案であることなどについて執行部の考え方をただしたところであります。

執行部の考え方といたしましては、何より現段階での下水道課職員の過酷な勤務体制の改善、また、行政改革において平成28年度に職員定数474名を目指すためにも今回の民間委託に取り組む必要があるとのこと、さらには民間委託については今後も事務が円滑に推進されるためにも、経費節減の効果及び住民サービスを高めるべき検討を重ねていき、来年4月からの委託に向けて努力をしていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、他課についても検証の必要があり、継続審査としてさらなる全庁的な周知や議論を行ってからのすべきとの反対意見があったところでありますが、また一方では、下水道課職員が現在も多忙をきわめている上に、下水道使用料件数が増加し続けていくことに伴い、今後、今以上に業務が繁忙になっていくことが予想されることから、早急に正常な勤務体制に戻し、職員の健康保持に努める必要があること、また、人件費の削減はもとより人員削減が図られること、委託効果が十分に確保できるよう検討を重ね実施されるよう要望も含め、原案のとおり可決すべきとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、収益的支出で9,375万6,000円、資本的収入及び支出で250万円を増額しようとするものであります。

まず、収益的支出9,375万6,000円につきましては、サンポートの建設に伴い、旧甘木市の上水を使用するために、旧甘木市と旧三輪町が共同で整備を行った配水管について、筑前町が平成24年4月からサンポートへ給水を行うことにより利用しなくなったことに伴い、その一部を平成24年4月1日で筑前町に無償譲渡し、固定資産台帳から削除したものであります。

無償譲渡した理由については、当時持丸浄水場からサンポートへ給水を行うに当たり、旧三輪町が配水管建設負担の一部を出したものを、旧甘木市が無償譲渡を受けていたもので、今回、筑前町に無償で返した形になるとのことです。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入の企業債250万円、支出の建設工事費250万円は、杷木新浜地区配水管布設工事のためのものであります。

執行部の説明によりますと、この地区は全6戸で共同井戸を利用していますが、濁りが出ているとのことで、全戸加入同意のもと上水道整備の希望があっているものです。

審査に当たりまして、執行部に筑前町に無償譲渡された配水管が今後も周辺地域の給水に使用されることを確認しました。

本委員会としましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に第81号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道千木1号線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

千木1号線につきましては、幅員6メートル、延長66.7メートルの道路であり、宅地開発に伴い市道として認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査をいたしました結果、適正であることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第61号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第65号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第66号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第67号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決



及び認定されました。

次に、第70号議案平成23年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第73号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番(大庭きみ子君) 第73号議案下水道事業特別会計補正予算について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

委員長報告にもありましたように、委員会におきましても、延べ3日間にわたって議論してまいりました。下水道課からは、下水道工事の進捗に伴い業務量がふえていることやパソコンシステムの複雑さにより残業が恒常化し、その残業が膨大であることなどから業務を委託したいという話であります。また、業務委託することにより人件費の削減が図られ、民間導入により質の高いサービスを提供できるという説明でありました。行財政改革としてコスト論での議論がなされましたが、コスト論だけでは論じ得ない行政概論を覆す行政サービスの質的な転換の問題があると思います。経済効果の説明書につきましても、年間990万円の効果が挙げられておりますが、3年間の推移を見なければ正確な経済効果は出てきませんし、出されました資料としても不十分でありました。また、委託を継続していく中で、委託業者の独占的状態ができ、既得権化が発生し、今後、委託料の増加の可能性も出てきます。また、民間に委託することにより、質の高いサービスを提供できるかどうかというサービスなののでしょうか。自治体職員の役割とは何でしょうか。これからどのような存在であるべきでしょうか。市民は自治体職員に対して、誠実に公平感を持って仕事をするという強い規範性に基づいて、その信頼感があると思います。業務委託することにより、この信頼性とサービスの質が低下するのではないかという危惧を抱きます。

まず1点目は、情報管理についてですが、個人情報保護法もできて、情報管理は厳しくなってきました。委託契約書の条文などで義務を果たすことにより規制すると説明されましたが、委託職員のモラルにまでどの程度影響を及ぼせるのか疑問が残ります。自治体は業務ごとの規制条件を条例などで制定することが必要ではないのでしょうか。

2点目に、賠償能力についてです。問題が起きたときに先頭に立って問題の処理に当たるという意味での執行責任、損害賠償や損失補償などの金銭的な責任、役職を辞したり退

職したりという、個人の職を失うという意味での責任などです。

3点目には、公権力の行使についてです。これは、許認可や指導、監督、扶助、支援などですが、だれが指導・監督をして、問題が起きたときにだれが責任をとるのか、特定の市民がほかの市民に対して優越的な地位に立つ公権力の行使をしなければならないのか、この行政処分、公権力の行使については委託はできないものと考えます。業務委託に対して、どれだけの規範性をかぶせて市民サービスのリスクを低減させるのか、業務委託により市民生活のリスクが高まるようでは、逆効果であると思います。このあたりの議論が全庁的になされてきたのか、全職員が共通理解をしているのか疑問が残ります。自治体とは何か、行政機構とは何か、自治体のあり方を考える根幹的な問題ではないでしょうか。

建設常任委員会に付託されましたが、まだ議会でも十分に審議されておられません。住民に直接かかわるサービスの質の問題であり、自治体行政の根幹にかかわる大きな問題でありますので、もう少し慎重審議すべきだと考え、継続審議にするべきというのが私の考えであります。

よって、今回の採決には反対いたします。

これは、第74号、第75号議案に対しましても同じ意見です。

○議長（手嶋源五君） ほかに、6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） では、賛成の立場から討論させていただきます。

まず今、行政に求められておりますのは、効率的な効率化の視点、それからコスト意識の視点だというふうに考えております。特に下水道課は、今、委員長報告のほうにもございましたように、376時間という多忙をきわめておまして、非常に休日出勤もあるというふうに聞いております。

こういった中で、現場のほうからこの状況を何とか解消したいということで、知恵を絞りまして、今回、外部業務委託という結論を導いております。そういった意味では、この現場の声を大切にしたいというふうに考えております。

また、費用対効果が約1,000万円上がるという報告も受けておりますし、また人員の削減も可能であると、大きな行政改革の流れの中で、人員の削減の効果があるということがありまして、費用もかからず人も減るんであれば一石二鳥で言うことなしだというふうに考えております。

次に、質の高いサービスを民間業者が参入することによりまして、市民が受けることができると思います。これにつきましては、市の職員も民間サービスがどういったものかということを経験いたしまして、市職員への刺激にもなるかと考えております。

3番目に下水道業務の効率化を図りまして、より、今、後ろ向きの仕事が多いですので、攻めの業務、前向きな業務ができるかというふうに考えております。

そして、今回はアウトソーシングという市役所として新たな試みをやろうとしております。こういった新たな試みを議会としても応援したいというふうに考えております。

最後に、実際の契約はまだ先であります、これに向けて全庁的に内容を精査していく、業務の民間、住民サービスの向上に向けてサービスが提供できるように精査していくという説明がございましたので、こういった意味でも業務内容については心配はないかと思っております。

持続的に発展していくスリムな自治体、これが今から求められていると思っております。74号議案、75号議案についても同じ理由で賛成としたいと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立多数であります。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時14分再開

○議長（手嶋源五君） 再開いたします。第74号議案について討論を行います。御意見ありませんか。10番大庭議員。

○10番（大庭きみ子君） 74号議案につきましても、先ほど述べました73号議案と同じ理由におきまして反対とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島議員。

○6番（中島秀樹君） では、74号議案賛成で討論させていただきます。

先ほども述べましたように、効率的で、それからスリムな自治体ということを目指しまして、賛成とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立多数であります。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。10番大庭議員。

○10番（大庭きみ子君） 第75議案につきまして、やはり同じく市民生活のリスクが高まるようなことがないように、十分に検討をされるまた時間が必要だと思いますので、反対とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島議員。

○6番（中島秀樹君） 本委員会では、3日にわたりこの件について討論しております。十分議論をしたつもりで、委員会可決という結論を導かせていただいております。

個人情報保護につきましても、先進地の糸島市を見まして、プロ集団が業務委託を受けてやっていて、そういった心配もないというような報告も受けておりますので、私は、業務も間違いのない業者が今回も決まるというふう信じております。そういった意味でも賛成とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立多数であります。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第59号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○決算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第59号議案平成23年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成23年度の一般会計の決算は、歳入総額269億4,073万7,000円、歳出総額259億2,895万6,000円で、歳入歳出差し引き10億1,178万1,000円、実質収支では8億5,483万5,000円の黒字決算となっているものであります。これは、前年度に比べ歳入は2.3%、6億4,495万4,000円の減、歳出は2.2%、5億9,278万3,000円の減となっております。

審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、住民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査またはこれまでの決算審査の中で出てきました意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査を行ったところであります。

審査につきましては、議長を除く全議員で審査を行ったところでありますが、出されました質疑、答弁等、審査の概要につきましては記録にとどめておりますし、その内容につきましては十分承知されておりますので、結論のみ御報告させていただくことで御了承願いたいと思います。

本委員会といたしましては、質疑終了後、討論、採決の結果、本決算はここ数年来の景気低迷による社会経済情勢の悪化などにより、歳入面では地方税及び地方交付税等の一般財源が減少し、歳出面では生活保護費等社会保障費の増加が顕著であります。これらの状況の中、国の経済対策に伴う臨時交付金事業や合併特例債などの活用で経済活性化の実現とともに、結果として後年度の一般財源の支出の縮減にも努められていますし、財政調整基金及び減債基金の積み立てを行った上で黒字決算となっております。

しかしながらも、今後も社会経済情勢の急な好転は望めず、さらに行政に求められる負担が増加することも考えられることとあわせて、合併優遇措置が終了する平成33年度以降に備え、国の地方財政措置及び合併特例債の有効活用、地方債の繰り上げ償還等の検討、税金滞納額及び不納欠損額の縮減対策、行政評価や事務事業評価の充実などを行い、さらなる効率的な財政運営に努めていただくことを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは第59号議案平成23年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた24請願第3号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました24請願第3号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

24請願第3号拉致問題意見書決議に関する請願書についてであります。

この請願書には、北朝鮮による拉致は非人道的行為であり、国家の主権を侵害するものであること、北朝鮮の指導体制が変わった今の時期が解決に向けて好機であること、この拉致問題は政府が責任を持って解決すべき問題であることが記述されております。

拉致問題の取り組みに関しては、朝倉市においても、人権教育啓発実施計画書の中で拉致被害者の人権問題の啓発を掲げており、毎年12月10日から16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間を人権週間とあわせまして、市内9カ所で街頭啓発を行うなど、市民の認識を深めてもらうための活動を行っております。

本委員会といたしましても、拉致問題につきましては当然のごとく解決されなければならない問題であることと認識し、拉致被害者の家族のことを思うと国民のだれもが早期解決を望んでいるものと考えます。このことから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

ます。なお、御賛同賜れば24請願第3号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしました  
いと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、24請願第3号拉致問題意見書決議に関する請願書を議  
題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のと  
おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、24請願第3号は採択することに  
決しました。

次に、第71号議案の審議を行います。それでは、第71号議案平成24年度朝倉市一般会計  
補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決  
されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時46分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、建設経済常任委員会より意見書案1件、  
環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。  
これを一括上程し、まず市長の提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第82号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員唐川桂佑の任期が、本年9月30日に満了することに伴い、新たに徳永光利を朝倉市公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 次に、意見書案について提案理由の説明を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました意見書案第3号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、平成24年10月1日施行で石油石炭税に課せられる地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築することを国に対して求めるものであります。

広大な面積の森林がある本市にとって、森林面積に応じて税の一定割合を譲与される仕組みが構築されることは非常に有意義であり、平成25年度税制改正に向けて強力な運動を展開していく必要があると考え、この意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） よろしいですね。次、環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） それでは意見書案第4号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましてはお手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました24請願第3号拉致問題意見書決議に関する請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）



○議長（手嶋源五君） お諮りいたします。発議案第3号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時54分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第82号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第3号については、質疑を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号及び意見書案第4号並びに発議案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、第82号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第82号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第3号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第3号については討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。  
以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。  
これにて、平成24年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時58分閉会